

# 社会福祉法人愛和福祉会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

## (評議員の勤務報酬等)

第3条 評議員の報酬は、これを支給しない。ただし、別表5により費用弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (役員の勤務報酬等)

第4条 理事長、理事及び監事が理事会及び評議員会に出席した場合の報酬は、これを支給しない。ただし、別表5により費用弁償費を支払うことができる。

2 理事長、理事及び監事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、その勤務実態に応じて別表2により報酬を支払うことができる。また、別表5により費用弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 第1項及び第2項にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員（常勤役員）に対しては、その勤務実態に応じて別表3により月額報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお、当該報酬以外に前3項に係る報酬及び費用弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

5 第2項及び第4項の報酬の各年度の総額が500万円を超えない範囲で支給することができる。

## (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支払うことができる。

2 旅費は、実費を支払う。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情解決の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(支払い方法)

第7条 役員及び評議員への報酬等の支払い方法は、第4条第4項に基づく支払い以外は、その都度、現金払いとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成28年1月1日施行の「評議員・理事・監事に関する支給規程」は、廃止する。

別表（役員及び評議員報酬等規程 支給基準）

別表1（第3条関係）

(日額)

区分	報酬額	費用弁償費
評議員会出席報酬等	無報酬	別表5による

別表2（第4条第2項関係）

(日額)

区分	報酬額	費用弁償費
理事会及び評議員会出席報酬	無報酬	
業務報酬	1回当たり2時間以下の業務	無報酬
	1回当たり4時間以下の業務	5,000円
	1回当たり4時間超の業務	10,000円

別表3（第4条第4項関係）

(月額)

区分	報酬額	費用弁償費
業務報酬	週平均20時間未満	100,000円
	週平均20時間超	200,000円
	週平均20時間未満	70,000円
	週平均20時間超	150,000円

別表4（第5条関係：出張旅費）

報酬額(日額)	旅 費	宿泊費	その他の費用
10,000円	実 費	実 費	実 費

別表5（費用弁償費）

(日額)

区分	金額
三豊市・観音寺市	3,000円
20km以内	5,000円
30km以内	7,000円
10km増す毎に2,000円を加算	
県 外	20,000円